

# 岐阜市幼児教育検討委員会要綱

平成 19 年 6 月 19 日決裁

(設置)

第 1 条 本市の 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児の健全な育成を図ることを目的として、幼児教育のあり方に関する基本的な考え方を検討するため、岐阜市幼児教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 幼児教育のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校教育関係者
- (3) 特別支援教育及び療育関係者
- (4) 私立幼稚園関係者
- (5) 市立幼稚園関係者
- (6) 私立保育所関係者
- (7) 市立保育所関係者
- (8) 教育行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見

を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月19日から施行する。